

枚方市長

(〒 -)

(申込者) 住 所 枚方市

氏 名

電話番号

枚方市結婚新生活支援補助金交付申込書 【継続補助】

枚方市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申込みます。

記

	氏名	生年月日	婚姻日における年齢※	
申込者		年 月 日		
配偶者		年 月 日		
婚姻日	年 月 日		申込み期限 (年 月末日)	
令和4年度 補助金 該当する方に☑	<input type="checkbox"/> 交付決定日 <input type="checkbox"/> 要件確認日 年 月 日	<input type="checkbox"/> 交付決定番号 <input type="checkbox"/> 要件確認番号 子青第 号	<input type="checkbox"/> 補助金交付決定額 (I) ,000 円 <input type="checkbox"/> 要件確認 (I) 0 円	補助上限額 (J) <30万円 - (I)> ,000 円

※年齢は誕生日の前日に加算(年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条)。申込み期限は婚姻の1年後の同月末日です。

住宅取得費用 (A) (建物部分の取得費用のみ)		円
住宅賃借 費用	賃料・共益費の合計額 (B)	月額 円
	勤務先からの住宅手当 (C)	月額 円
	実質負担月額 (D) < (B) - (C) >	月額 円
	実質負担額合計 (E)	(D) × ヶ月分 = 円
	その他住宅費 (F) (敷金、礼金、仲介手数料、日割賃料・共益費)	円
引越費用 (G)		円
費用合計 (H)	(A) + (E) + (F) + (G)	円
枚方市結婚新生活支援補助金の申込額 (H) 又は (J) 又は30万円のうち、最も低い額 (千円未満切り捨て)		,000 円

※補助金の対象となる経費は、交付決定の対象となったことのない費用に限ります。

<申告欄> ※住宅賃借費用、住宅取得・リフォーム費用について初めて申込みする場合、以下のいずれかにチェックしてください。

- 賃借 補助金の対象となる物件は、結婚に伴い、婚姻日から1年以内に賃借したものである。(令和5年4月1日以降の費用が対象)
- 補助金の対象となる物件は、1年以上前から賃借した又は独居のために婚姻前から契約しているもので、
- ① 年 月 日から現に配偶者と同居を開始している。(令和5年4月1日以降で、婚姻の3か月前以降かつ同居開始以降の費用が対象) ※婚姻の3か月前 年 月 日
- ② 年 月 日に同居のための変更契約をしている。(令和5年4月1日以降で、変更契約後の費用が対象。①で対象とされる時期の方が早ければ①の費用を対象)

- 取得・リフォーム 単独で契約している。(令和5年4月1日以降で、婚姻日以降の費用が対象)
- 連名で契約している。(令和5年4月1日以降の費用が対象)